



# 島根県報

平成18年11月28日 (火)  
号外 第 121 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

監査公表

定期監査の結果の公表

## 監 査 委 員 公 表

### 島根県監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成17年度会計に係る定期監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成18年11月28日

島根県監査委員	藤 山 勉
同	絲 原 徳 康
同	山 崎 悠 雄
同	谷 本 敏

平成17年度会計に係る定期監査の結果に関する報告

一般会計及び特別会計

第 1 監査の概要

1 監査の対象事務

平成17年度の一般会計及び特別会計に係る定期監査は、地方自治法第199条第 4 項の規定に基づき財務に関する事務の執行が公正かつ効率的に行われているか否か、経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的であるか否かについて実施した。

2 監査の実施方法

監査対象機関から選定した機関の監査は実地監査とし、職員の調査結果及び監査資料等により事務処理の実態を調査し、機関の長から説明を受けた。

3 監査実施機関

本庁等については全機関とし、地方機関については原則として隔年で実施することとして実施機関を決定した。

区 分	監査対象機関数	監査実施機関数
本 庁 等	76	76
地 方 機 関	152	79
計	228	155

4 監査実施期日

本 庁 等 平成18年 7 月13日から10月18日まで

地方機関 平成18年 5 月31日から 8 月31日まで

第 2 監査結果の総括

1 監査結果の概要

監査実施機関の財務事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、次表のとおり是正、改善を要するものがあつた。各部(局)の指摘事項の内容等については第 2 の 2 に、また、指示事項の主なものの内容等については第 2 の 3 に記載のとおりである。

(単位：件)

区 分	予算関係	収入関係	支出関係	契約関係	工事関係	財産関係	その他	合 計
指 摘	1	5	6	22	21	5	0	60
指 示	0	157	190	264	0	189	1	801
合 計	1	162	196	286	21	194	1	861

指摘事項については、該当する機関に対し文書により通知するとともに、県報登載により公表する。

また、指示事項については、該当する機関に対し文書により通知する。

上記事項のほか、「運営の合理化に関する事項」10項目については、該当機関あてに文書により通知する。

なお、その他改善を要すると認められた軽微な事項については、すでに該当する機関に対し口頭により注意した。

昨年度の重点監査事項である「団体等に継続的に支出する会費及び会費的負担金」の見直状況について監査を行ったが、その監査結果の概要については 4 の(4)に、運営の合理化に資するための意見については 4 の(5)に記載のとおりである。

指摘、指示事項については、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。

また、運営の合理化に関する事項の該当機関にあっては、これの措置について検討されたい。

2 指摘事項

(1) 政策企画局

指摘する事項はなかった。

(2) 総務部

契約事務が適当でないもの

ア ノートパソコン一式の購入について、会計規則第68条の5の規定により請書を徴さなければならないにもかかわらず、徴されていない。(島根県立大学)

イ 物品の賃貸借について、翌年度以降の予算の裏付けのないままに、複数年度にわたる賃貸借契約が締結されていた。(消防学校)

工事の監督、検査、出来形が適当でないもの

次の工事について、会計規則第70条及び同運用通知第70条関係の規定に基づく監督員が置かれていなかった。

- ・松江合同庁舎非常用蓄電池取替工事 外3件(管財課)
- ・防災航空管理所修繕工事 外2件(消防防災課)
- ・弓道場(射場)整備工事(島根県立大学)

財産の取得、処分、許可、貸借等の処理が適当でないもの

大学の食堂・売店及び学生寮の厨房等に係る目的外使用許可に際し、使用許可条件に違反し再委託をしていた事実を知りながら、使用許可を継続していた。(看護短期大学)

(3) 地域振興部

支払事務が適当でないもの

斡旋された宿泊施設に宿泊する旅行において、その宿泊に係る費用が宿泊料定額を超えない場合は実費支給すべきところを、定額支給されていた。(交通対策課)

工事の監督、検査、出来形が適当でないもの

マシン室電源工事について、会計規則第70条及び同運用通知第70条関係の規定に基づく監督員が置かれていなかった。(情報政策課)

財産の取得、処分、許可、貸借等の処理が適当でないもの

センターの施設のうち宿泊施設の使用について、島根県中山間地域研究センター条例施行規則第4条及び第5条の規定による申請及び許可の手続がされていない。(中山間地域研究センター)

(4) 環境生活部

債務負担行為が適当でないもの

国有林野の借受について、その期間が翌年度以降にわたるものであるにもかかわらず、債務負担行為の手続がされていない。(自然環境課)

支出の手続が適当でないもの

島根県総合美術展(県展)の運営に係る運営委員等に対する資金前渡による費用弁償の支払等は、地方自治法施行令第161条及び会計規則第48条の規定により、資金前渡者が正当債権者である各委員等へ直接支払い、かつ、領収書を徴さなければならないにもかかわらず、委員等が所属する県展の関係文化団体を介して行われていた。(文化国際課)

工事の監督、検査、出来形が適当でないもの

次の工事について、会計規則第70条及び同運用通知第70条関係の規定に基づく監督員が置かれていなかった。

- ・機械整備エリア変更工事(環境生活総務課)
- ・島根県芸術文化センター(仮称)情報システム整備工事(文化国際課)

(5) 健康福祉部

契約方法が適当でないもの

産業廃棄物の収集運搬と処分を同一の業者に委託する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定により、収集運搬業と処分業の両方の許可を得ている業者と契約を行わなければならないにもかかわらず、収集運搬業の許可しか得ていない業者と一括処理委託契約がされていた。

加えて、当該業者の収集運搬業務の許可証の有効期限は委託期間の途中までとなっており、本来、年間を通じた処理委託はできないにもかかわらず、処理委託されていた。

また、産業廃棄物の処理を委託する際には、産業廃棄物の引渡し都度、産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）を交付するとともに、当該産業廃棄物の最終処分まで適正に行われたことを確認する必要があるにもかかわらず、これらの手続がされていなかった。（益田児童相談所）

契約事務が適当でないもの

ア ガン診療情報の収集・解析・活用に関する研究の委託契約で、研究成果報告書が提出されず、契約が履行されていないにもかかわらず、履行期限の延長手続きがされていなかった。（医療対策課）

イ 次の事業開催に伴う会場使用等について、会計規則第68条の5の規定により請書を徴さなければならないにもかかわらず、徴されていなかった。

・ハンセン病療養所入所者「里帰り」事業における歓迎会（健康推進課）

・しまねっ子すくすくフォーラム（青少年家庭課）

物品の寄附、貸与、委託、亡失、損傷の処理が適当でないもの

島根県職員被服等貸与規程第2条の別表に規定する貸与を受けることができる職員以外の職員に対し、被服等が貸与されていた。（出雲児童相談所）

(6) 農林水産部

支出事務が適当でないもの

幹旋された宿泊施設に宿泊する旅行において、その宿泊に係る費用が宿泊料定額を超えない場合は実費支給すべきところを、定額支給されていた。（東部農林振興センター農業普及部安来支所）

契約方法が適当でないもの

ア 唐鐘漁港漂着物撤去業務委託契約において、当該業務と関係のない多目的広場の整地工事を変更契約により施工していた。（浜田水産事務所）

イ 次の契約について、会計規則第66条の3の規定により予定価格調書の作成が省略できないにもかかわらず、作成されていなかった。

・ふるさと森林公園遊具修繕工事契約（林業課）

・電子複写機の使用契約（水産技術センター栽培漁業部）

工事の監督、検査、出来形が適当でないもの

次の工事について、会計規則第70条及び同運用通知第70条関係並びに農林水産部建設工事等事務処理規程第24条の規定に基づく監督員が置かれていなかった。

・「しまねの花の郷」エントランス整備工事（農畜産振興課）

・宍道湖自然館施設修繕工事（搬入デッキ庇増設工事）（水産課）

・海水取水管設備点検・清掃業務海水取水管整備工事（水産技術センター栽培漁業部）

財産の維持管理が適当でないもの

浜田漁港施設において、占用許可が失効したため不法占用となっている建物等を、撤去させていなかった。（浜田水産事務所）

(7) 商工労働部

契約事務が適当でないもの

ア テキサス州訪問時に係る現地移動用車借上げ契約について、会計規則第68条の5の規定により請書を徴さなければならないにもかかわらず、徴されていなかった。（産業振興課）

イ 島根県産品展示フェア・商談会の会場使用に係る賃貸借契約について、会計規則第68条の規定により契約書の作成を省略できないにもかかわらず、作成されていなかった。（大阪事務所）

工事の監督、検査、出来形が適当でないもの

次の工事について、会計規則第70条及び同運用通知第70条関係の規定に基づく監督員が置かれていなかった。

- ・島根県立産業交流会館屋上箱樋改修工事 外 1 件 (商工政策課)
- ・テクノアークしまね屋根修繕工事 外 1 件 (産業振興課)

## (8) 土木部

収入の諸帳簿の整備が適当でないもの

債権管理簿に記載すべき債権 (港湾使用料外 1 件) があるにもかかわらず、債権管理簿が作成されていなかった。(出雲県土整備事務所)

契約方法が適当でないもの

前回監査で是正を指示したにもかかわらず、石見空港公園浄化槽維持管理業務委託契約において、入札参加資格を定めないままに、指名競争入札が行われていた。(益田県土整備事務所)

契約事務が適当でないもの

水防情報システム警報盤移設工事契約について、建設業法第19条の規定により契約書の作成を省略することができないにもかかわらず、作成されていなかった。(河川課)

## (9) 出納局

指摘する事項はなかった。

## (10) 企業局

指摘する事項はなかった。

## (11) 議会事務局

指摘する事項はなかった。

## (12) 教育委員会

収入の調定事務が適当でないもの

ア 行政財産の使用許可に際して、P T Aの自動販売機設置に係る経費負担金 (電気料) の算定が誤っていた。(津和野高等学校)

イ 行政財産の目的外使用に伴う光熱水費等の経費負担金について、当該年度の使用実績に基づき算定すべきであるにもかかわらず、前年度実績に基づき算定されていた。(益田養護学校)

ウ 行政財産の目的外使用に伴う光熱水費等の経費負担金について、当該年度の使用実績に基づき算定し、後納させるべきであるにもかかわらず、前年度実績に基づき算定し、前納させていた。(江津清和養護学校)

収入の諸帳簿の整備が適当でないもの

債権管理簿に記載すべき債権 (シーツクリーニング代負担金) があるにもかかわらず、債権管理簿が作成されていなかった。(青少年の家)

支出の手続が適当でないもの

旅行命令が発令されないままに、赴任旅費が支出されていた。(吉賀高等学校、津和野高等学校)

支出事務が適当でないもの

学校訪問指導に係る旅行で、公用車使用であるにもかかわらず、バス代が支給されていた。(義務教育課)

契約方法が適当でないもの

ア 次の賃貸借契約について、予定価格が会計規則第66条で定める限度額を超えているにもかかわらず、随意契約されていた。

- ・印刷機賃貸借契約 (予定価格 1,199,520円) 外 2 件 (益田産業高等学校)

イ し尿浄化槽維持管理業務委託契約において、入札参加資格を適正に定めないままに、指名競争入札が行われていた。(津和野高等学校)

契約事務が適当でないもの

ア 次の契約について、会計規則第68条の 5 の規定により請書を徴さなければならないにもかかわらず、徴されていなかった。

- ・バス借上契約 (益田教育事務所)

- ・生徒用椅子等購入契約（浜田高等学校）

- ・顕微鏡等購入契約（益田養護学校）

イ 次の工事について、建設業法第19条の規定により契約書の作成を省略することができないにもかかわらず、契約書を作成せず請書が徴されていた。

- ・図書館建具修繕工事（県立図書館）

- ・高圧受電設備工事（大東高等学校）

- ・通路鋼管手摺修繕工事（江津清和養護学校）

工事の監督、検査、出来形が適当でないもの

次の工事について、会計規則第70条及び同運用通知第70条関係の規定に基づく監督員が置かれていなかった。

- ・出雲高等学校グラウンド復旧工事 外 1 件（教育施設課）

- ・県立水泳プール等案内標識設置工事 外 3 件（保健体育課）

- ・島根県立古代出雲歴史博物館屋外掲示板設置工事（文化財課）

- ・電動書架更新工事（県立図書館）

- ・飯南高校寄宿舎改修工事（飯南高等学校）

- ・体育館雨樋取り替え工事 外 1 件（浜田水産高等学校）

- ・灌漑用水施設取替工事（益田産業高等学校）

- ・津和野高校グラウンド修繕工事（津和野高等学校）

- ・校舎等維持補修工事（益田養護学校）

### (13) 公安委員会

契約方法が適当でないもの

一般廃棄物収集運搬業務委託契約において、入札参加資格を定めないうままに、指名競争入札が行われていた。

（松江警察署）

工事の監督、検査、出来形が適当でないもの

屋外照明灯取替修繕工事について、会計規則第70条及び同運用通知第70条関係の規定に基づく監督員が置かれていなかった。（浦郷警察署）

財産の取得、処分、許可、貸借等の処理が適当でないもの

農林水産省中国四国農政局に対し、益田警察署庁舎敷地の一部を灌漑用送水管敷設用地として行政財産の目的外使用許可する際に、使用料が免除されていたが、地方財政法第24条及び地方財政再建促進特別措置法第24条第2項の手続がされていなかった。（益田警察署）

### (14) 人事委員会

指摘する事項はなかった。

### (15) 監査委員

指摘する事項はなかった。

### (16) 労働委員会

指摘する事項はなかった。

## 3 指示事項の主なもの

### (1) 収入事務

調定事務

使用料、納付金等の収入について、調定する時期が遅延しているものがあった。

収納事務

ア 使用料、負担金等の収入について、納入期限を過ぎて収入されているものが多数あった。

イ 国庫支出金の概算払請求の時期が遅延しているものがあった。

債権確保の措置

督促等の時効中断の措置がとられていないものがあった。

(2) 支出事務

執行伺

ア 報酬、謝金等の執行伺で、単価の根拠が不明確なものがあった。

イ 機器等の購入に係る執行伺で、機種選定理由の不明確なものがあった。

支出負担行為

契約等の支出負担行為をしたときは、速やかに支出負担行為票を起票し、出納機関の確認を受けなければならないにもかかわらず、起票が著しく遅延しているものが多数あった。

支払時期

対価の支払で、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第10条の規定に反して支出されているものがあった。

精算事務

資金前渡金、概算払金の精算手続が遅延しているものがあった。

(3) 契約事務

契約方法

一者随意契約するには、契約の性質又は目的が競争入札に適しない明確な理由が必要であるが、その理由が不明確なものがあった。

予定価格の設定

業務委託、備品購入等の執行伺で、予定価格の積算根拠が不明確なものが多いことがあった。

見積書

業務委託契約、賃貸借契約等に際して、見積書、合見積書が徴されていないものやその内容の不備なものがあった。

契約書

業務委託契約書、賃貸借契約書等で、会計規則や標準契約書で規定されている基本的な事項（履行遅滞、損害賠償、契約の解除、再委託の禁止等）が記載されていないものや記載されている内容（遅延賠償金の利率等）が誤っているものが多数あった。

履行検査

ア 業務委託、印刷製本等の履行検査で、検査調書が作成されていないものがあった。

イ 業務委託、備品の購入等の履行検査で、検査員が指定されていないものがあった。

ウ 業務委託の検査の時期や、日々雇用に係る履行確認検査の手続等が適当でないものがあった。

(4) 財産管理事務

1) 公有財産管理事務

公有財産台帳等

行政財産の目的外使用許可台帳及び借受財産台帳が、作成されていないものや整理が行われていないものがあった。

2) 物品管理事務

物品引継書

物品管理者又は物品取扱主任の異動に伴う物品引継書が作成されていないものがあった。

使用責任者の指定

職員の異動に伴う使用責任者の指定の変更がされていないものや、職員が専用している備品に係る使用責任者が、一括して特定の職員とされているものが多数あった。

物品取扱主任の指定

物品取扱主任が指定されていない機関があった。

物品の処分

不用品決定の手続が適当でないものや、廃棄の理由が不明確なものがあった。

諸帳簿の整備

借用物品の物品整理票が作成されていないものや借受期間が記載されていないものがあった。

#### 4 昨年度の重点監査事項の見直し状況

##### (1) 監査の目的

平成17年度の定期監査において、平成16年度に県の全機関（企業会計の機関を除く。）が支出した団体等に継続的に支出する会費及び会費的負担金（以下「会費」という。）について監査を実施し、その状況を取りまとめるとともに、団体等への継続加入の必要性や会費負担額の妥当性等について不断の見直しを行うように求めたところである。

本年度の監査は、各機関における会費の見直し状況について調査し、問題点の指摘及び改善意見をまとめ、今後の適切な会費の支出に資するために実施した。

##### (2) 監査の実施方法

平成17年度会計定期監査実施機関について実地監査により実施した。

##### (3) 監査実施機関

監査対象機関228機関のうち、155機関（本庁等は76機関、地方機関は79機関）について実施した。

##### (4) 監査結果の概要

平成17年度の会費の支出状況

監査実施機関における平成17年度の会費の支出状況は、第1表のとおり、554件、104,376,834円であり、前年度に比べ、件数で32件（5.5%）、支出金額で1,654,639円（1.6%）の減となっている。

第2表は、第1表のうち会費を平成17年度に新規に支出したものと増額したものであり、件数で38件、支出金額で6,138,436円となっている。

第3表は、平成17年度における会費の実質的な削減状況（第1表の平成17年度の件数及び支出金額から第2表の新規支出分の件数及び支出金額と増額分の支出金額を控除したもの）であり、前年度と比べ、件数で45件（7.7%）、支出金額で7,793,075円（7.3%）の減となっている。



第 1 表 会費の支出状況

(単位：円)

機関区分等	実施機関数	平成16年度(a)		平成17年度(b)		増減(b) - (a)	
		件数	支出金額	件数	支出金額	件数	支出金額
知 事 部 局	本庁機関 59	214	84,302,850	199	83,054,564	15	1,248,286
	地方機関 40	223	6,466,908	210	6,486,515	13	19,607
	計 99	437	90,769,758	409	89,541,079	28	1,228,679
出 納 局	1	2	159,000	2	159,000	0	0
企 業 局	1	0	0	0	0	0	0
議 会 事 務 局	1	12	7,003,000	12	6,687,000	0	316,000
教 育 委 員 会	本庁機関 10	56	6,031,915	56	5,993,915	0	38,000
	地方機関 33	53	821,200	53	831,800	0	10,600
	計 43	109	6,853,115	109	6,825,715	0	27,400
公 安 委 員 会	本庁機関 1	12	763,600	10	712,040	2	51,560
	地方機関 6	8	102,000	7	96,000	1	6,000
	計 7	20	865,600	17	808,040	3	57,560
人事委員会事務局	1	2	181,000	2	181,000	0	0
監査委員事務局	1	2	145,000	2	145,000	0	0
労働委員会事務局	1	2	55,000	1	30,000	1	25,000
合 計	155	586	106,031,473	554	104,376,834	32	1,654,639
本 庁 等	76	302	98,641,365	284	96,962,519	18	1,678,846
地 方 機 関	79	284	7,390,108	270	7,414,315	14	24,207

第 2 表 平成17年度の新規支出分及び増額分の状況

(単位：円)

区 分	実施機関	件数	支出金額
新 規 支 出 分	本 庁 等	2	3,384,000
	地 方 機 関	11	128,200
	計	13	3,512,200
増 額 分	本 庁 等	5	2,441,766
	地 方 機 関	20	184,470
	計	25	2,626,236
合 計		38	6,138,436

第 3 表 会費の実質的な削減状況 (単位：円・%)

実施機関	平成16年度(a)		平成17年度(b)		増減(b) - (a)		対前年度比	
	件数	支出金額	件数	支出金額	件数	支出金額	件数	支出金額
本 庁 等	302	98,641,365	282	91,136,753	20	7,504,612	6.6	7.6
地 方 機 関	284	7,390,108	259	7,101,645	25	288,463	8.8	3.9
合 計	586	106,031,473	541	98,238,398	45	7,793,075	7.7	7.3

見直し状況の概要

各機関の会費の見直し状況は次のとおりであり、その取組には格差が見受けられた。

- ・脱会又は解散したものの会費を削減したするなど具体的な改善が図られたもの
- ・見直しを十分に行った結果、継続加入が必要と判断されたもの
- ・見直しを検討しているものの、その結論を翌年度に持ち越しているもの
- ・十分な見直しをしないまま継続加入しているもの

見直しの内容

主な会費の見直し状況は、次のとおりである。

ア 改善が図られたもの

(ア) 脱会又は解散により会費支出しなかったもの

平成17年度に団体等を脱会し又は団体等の解散により会費を支出しなかったものは、次のとおりであった。

・(社)全国遊漁船業協会会費	200,000円(水産課)
・オフィス・アルカディア推進協議会会費	100,000円(企業立地課)
・(社)海と渚環境美化推進機構会費	100,000円(水産課)
・火力原子力発電技術協会法人会費	30,500円(消防防災課)
・都道府県管理改善研究協議会負担金	30,000円(人事課)
・全国市場食品衛生検査所協議会会費	30,000円(薬事衛生課)
・(社)日本公報協会会費	29,000円(警察本部)
・全国公立学校建築技術協議会会費	15,000円(営繕課)
・全国肥飼料検査協議会会費	10,000円(農畜産振興課)
・島根県公報協会会費	5,000円(警察本部)
・(財)島根県社会保険協会費	4,200円(東部農林振興センター中海干拓営農部)
・(財)島根県社会保険協会費	4,200円(吉賀高等学校)
・(社)松江八束交通安全協会特別会員会費	3,500円(高規格道路事務所)
・県友会会費	3,000円(東京事務所)
・出雲地区防火協会年会費	1,000円(出雲児童相談所)
合計 15件	565,400円

(イ) 会費を削減したものの

平成17年度に各団体等において事業内容の見直しにより会費を削減したもの、また、当面繰越金で事業運営をすることにより会費の徴収を中断したものの等の状況は、次のとおりであった。

	削減額
・地方行財政調査会負担金	1,048,320円(人事課)
・日本海沿岸地帯振興連盟負担金	500,000円(政策企画監室)
・全国都道府県議会議長会会費	296,000円(議会事務局)
・自然公園等保全整備促進中央協議会会費	90,000円(自然環境課)
・新国土形成研究会分担金	50,000円(高速道路推進課)
・中国地方知事会負担金	30,000円(政策企画監室)
・アメリカ教育研究協会費	30,000円(県立大学)
外 74件	3,867,573円
合計 81件	5,911,893円

イ 見直しを行った結果、継続加入が必要と判断されたもの

団体等への加入及び負担額の見直しについて、昨年度の見直しの視点を踏まえ検討した結果、加入の必要性及び会費負担額の妥当性を認めて継続加入としたものが多数あった。

## ウ 見直しを検討し、平成18年度に改善を予定しているもの

各機関において、会費の取扱いの見直しを検討した結果、平成18年度に脱会や会費の削減等を予定しているものは、件数で87件、削減金額で3,962,080円であるが、その主なものは、次のとおりである。

## ア) 脱会又は解散により会費の支出を取り止めることを予定しているもの

- ・ごみゼロパートナーシップ会議負担金（廃棄物対策課）
- ・国際食糧農業協会会費（農畜産振興課）
- ・（財）21世紀職業財団賛助会費（労働政策課）
- ・全国出納長会分担金（出納局）
- ・邑智郡危険物保安協会会費（西部県民センター県央事務所）
- ・全国保健師教育機関協議会会費（看護短期大学）
- ・（財）島根県社会保険協会会費（雲南保健所）

外 18件

合計 25件 1,226,000円

## イ) 会費の削減を予定しているもの

- ・全国知事会分担金（政策企画監室）
- ・全国海区漁業調整委員会連合会会費（水産課）
- ・日本観光協会中国支部負担金（観光振興課）
- ・全国産業教育主管課長連絡会負担金（教育庁総務課）
- ・離島振興対策都道府県議会議長会負担金（議会事務局）
- ・全国都道府県監査委員協議会連合会分担金（監査委員事務局）
- ・全国東京事務所長会分担金（東京事務所）

外 55件

合計 62件 2,736,080円

## エ 十分な見直しをしないまま継続加入していると思われるもの

見直し状況が不十分と思われる例は、次のとおりである。

- ・情報収集や意見交換を目的として団体等に加入している場合で、他の手段で目的を達することができないか、十分に検討していないもの
- ・類似の目的を有する団体等に重複して加入している場合で、重複して加入する必要性、妥当性を十分に検討しないまま継続加入しているもの
- ・全国組織の協議会等に加入している場合で、本県が率先して脱会できないとして、十分に加入の意義を検討していないものがあり、中国五県等で協議する等の段階的な解決策も模索されていないもの
- ・反対給付や効果の面から会費負担額の妥当性を十分に検討していないもの
- ・協議会等の事業内容や繰越金等の決算内容を吟味せず、会費の削減について十分検討していないもの
- ・全国主管課長会議等の会費で、会議開催の都度必要経費を負担する等を検討していないもの

## (5) 運営の合理化に資するための意見

運営の合理化に資するための意見は以下のとおりであり、今後の運営に当たり留意をするとともに改善措置について検討されたい。

会費の徹底した見直しについて（各部主管課、各機関）

会費の取扱いについて、各機関は本県の財政改革の必要性を十分認識し、社会状況の変化に即応して、不断の見直しが必要である。

については、各機関にあっては、次の見直しの視点を踏まえ、その団体等への継続加入の必要性及び会費負担額の妥当性等について、改めて1件ずつ徹底した見直しに努められたい。

また、各部主管課にあっては、積極的に指導、調整に努められたい。

【見直しの視点】

- ア 納付先の各種団体等の活動は適切に行われているか。
- イ 会費の支出額に見合う反対給付の内容は十分か。
- ウ 会費の支出額に見合う効果は発揮されているか。
- エ 団体等へ加入を継続しなければ、特段、支障が生ずるものなのか。
- オ 同一団体に県の複数の機関（部局）が加入しているものもあるが、加入機関（部局）の統合化（一本化）を図るべきものはないか。
- カ 会費の負担額、負担率の定め方は適切か。
- キ 支出科目が不適当なものはないか。

見直しを求める会費について

ア 会費の削減等を検討されたいもの

次の団体等にあつては、会費収入以上の繰越金があつたので、会費負担額の妥当性等について関係者間で協議し、削減等に積極的に取り組まれたい。

- ・ 全国地方拠点都市地域整備推進協議会負担金（地域政策課）
- ・ 中国開発幹線自動車道建設期成同盟会分担金（高速道路推進課）
- ・ 中国横断自動車道尾道松江線建設期成会分担金（高速道路推進課）

イ 加入団体の選択並びに事業目的及び活動内容が類似している組織のあり方を検討されたいもの（高校教育課、各県立学校）

昨年度の監査結果において、全国高等学校長協会等の会費については、厳に必要な団体を選択し、会費の削減を図られるよう見直しを求めたところであるが、十分な見直しがされていなかった。

については、各県立学校にあつては、県内の校長会、教頭会、事務長会等において、事業の目的や活動内容を再吟味し、重複して加入する必要性、妥当性について検討し、加入団体を選択するとともに、事業目的や活動内容が類似している組織のあり方について早急に抜本的な見直しを実施されるよう中国地区及び全国の各協議会等に働きかけられたい。

また、高校教育課にあつては、適切に見直しがされるよう指導されたい。

第3 監査の実施状況

1 監査実施機関及び実施期日

別紙(1)、(2)のとおり

2 監査委員

(1) 平成18年5月31日から平成18年10月10日までの期間

- 監査委員 藤山 勉
- 監査委員 絲原 徳康
- 監査委員 生田 洋一
- 監査委員 谷本 敏

(2) 平成18年10月11日から平成18年10月18日までの期間

- 監査委員 藤山 勉
- 監査委員 絲原 徳康
- 監査委員 山崎 悠雄
- 監査委員 谷本 敏

別紙(1)

## 平成17年度会計監査実施機関及び実施期日(本庁等)

〔一般会計及び特別会計〕

区分	監査実施機関	監査実施期日	区分	監査実施機関	監査実施期日
政策企画局 (4)	政策企画監室	平成18年10月5日	商工労働部 (7)	商工政策課	平成18年10月10日
	秘書課	平成18年8月9日		観光振興課	平成18年10月17日
	広聴広報課	平成18年8月22日		しまねブランド推進課	平成18年10月10日
	統計調査課	平成18年8月22日		産業振興課	平成18年10月16日
総務部 (7)	総務課	平成18年10月5日	土木部 (13)	企業立地課	平成18年10月11日
	人事課	平成18年10月18日		経営支援課	平成18年10月12日
	財政課	平成18年10月18日		労働政策課	平成18年10月16日
	税務課	平成18年8月23日		土木総務課	平成18年10月11日
	管財課	平成18年8月24日		技術管理課	平成18年8月24日
	営繕課	平成18年9月6日		用地対策課	平成18年8月24日
	消防防災課	平成18年9月6日		道路維持課	平成18年8月22日
地域振興部 (5)	地域政策課	平成18年8月10日	道路建設課	平成18年8月23日	
	市町村課	平成18年8月8日	高速道路推進課	平成18年8月24日	
	情報政策課	平成18年8月3日	河川課	平成18年9月6日	
	交通対策課	平成18年8月3日	斐伊川神戸川対策課	平成18年10月5日	
	土地資源対策課	平成18年8月9日	港湾空港課	平成18年10月5日	
環境生活部 (6)	環境生活総務課	平成18年10月12日	砂防課	平成18年10月10日	
	人権同和对策課	平成18年8月10日	都市計画課	平成18年10月10日	
	文化国際課	平成18年10月16日	下水道推進課	平成18年10月10日	
	自然環境課	平成18年10月17日	建築住宅課	平成18年10月10日	
	環境政策課	平成18年10月12日	出納局	平成18年10月12日	
	廃棄物対策課	平成18年10月17日	企業局	平成18年7月13日	
健康福祉部 (8)	健康福祉総務課	平成18年8月10日	議会事務局	平成18年10月11日	
	地域福祉課	平成18年8月10日	教育委員会 (10)	総務課	平成18年8月22日
	医療対策課	平成18年8月3日		教育施設課	平成18年8月22日
	健康推進課	平成18年8月8日		高校教育課	平成18年8月3日
	高齢者福祉課	平成18年8月9日		全国高校総合文化祭推進室	平成18年8月9日
	青少年家庭課	平成18年8月8日		義務教育課	平成18年8月8日
	障害者福祉課	平成18年8月9日		保健体育課	平成18年8月9日
	薬事衛生課	平成18年8月10日		生涯学習課	平成18年8月3日
人権同和教育課	平成18年8月22日	文化財課		平成18年8月10日	
農林水産部 (9)	農林水産総務課	平成18年10月5日	福利課	平成18年8月3日	
	農業経営課	平成18年8月23日	公安委員会	警察本部	平成18年10月12日
	農畜産振興課	平成18年8月23日		人事委員会事務局	監査委員事務局
	農村整備課	平成18年8月23日	労働委員会事務局		
	農地整備課	平成18年8月23日			
	林業課	平成18年9月6日			
	森林整備課	平成18年9月6日			
	水産課	平成18年9月6日			
漁港漁場整備課	平成18年10月5日	合計	76機関		

(注) 1 平成18年度の所属部局等及び機関名より記載した。

2 しまねブランド推進課は商工労働部に記載した。

別紙(2)

## 平成17年度会計監査実施機関及び実施期日(地方機関)

〔一般会計及び特別会計〕

区分	監査実施機関	監査実施期日	区分	監査実施機関	監査実施期日
総務部 (8)	東京事務所	平成18年7月27日	教育委員会 (33)	浜田教育事務所	平成18年6月13日
	隠岐支庁県民局	平成18年7月10日		益田教育事務所	平成18年7月25日
	隠岐支庁農林局	平成18年7月25日		隠岐教育事務所	平成18年7月26日
	西部県民センター県央事務所	平成18年7月5日		生涯学習推進センター	平成18年5月31日
	同 益田事務所	平成18年7月25日		西部生涯学習推進センター	平成18年5月31日
	島根県立大学	平成18年6月14日		図書館	平成18年7月7日
	看護短期大学	平成18年6月7日		青少年の家	平成18年5月31日
	消防学校	平成18年7月11日		少年自然の家	平成18年5月31日
地域振興部 (1)	中山間地域研究センター	平成18年6月1日		埋蔵文化財調査センター	平成18年6月8日
				松江北高等学校	平成18年6月6日
環境生活部 (2)	美術館	平成18年7月7日		松江工業高等学校	平成18年7月11日
	芸術文化センター	平成18年7月26日		大東高等学校	平成18年6月8日
健康福祉部 (10)	西部福祉事務所	平成18年6月14日		飯南高等学校	平成18年6月1日
	雲南保健所	平成18年6月1日		平田高等学校	平成18年6月8日
	県央保健所	平成18年7月5日		出雲工業高等学校	平成18年6月7日
	浜田保健所	平成18年6月13日		出雲商業高等学校	平成18年6月8日
	保健環境科学研究所	平成18年6月6日		大田高等学校	平成18年7月6日
	出雲児童相談所	平成18年6月7日		矢上高等学校	平成18年7月6日
	益田児童相談所	平成18年8月31日		江津工業高等学校	平成18年6月13日
	わかたけ学園	平成18年5月31日		浜田高等学校	平成18年6月14日
	心と体の相談センター	平成18年6月1日		浜田水産高等学校	平成18年6月14日
	食肉衛生検査所	平成18年7月5日		益田産業高等学校	平成18年8月31日
	農林水産部 (13)	東部農林振興センター		平成18年7月7日	吉賀高等学校
同 農業普及部安来支所		平成18年6月6日		津和野高等学校	平成18年8月30日
同 松江家畜衛生部		平成18年6月6日		隠岐高等学校	平成18年7月10日
同 中海干拓営農部		平成18年6月6日		隠岐水産高等学校	平成18年7月26日
同 出雲事務所		平成18年7月7日		松江ろう学校	平成18年7月7日
同 出雲家畜衛生部		平成18年6月7日		出雲養護学校	平成18年6月8日
西部農林振興センター		平成18年7月6日		浜田養護学校	平成18年6月14日
同 江津家畜衛生部		平成18年6月13日		益田養護学校	平成18年7月26日
畜産技術センター		平成18年6月7日		松江清心養護学校	平成18年7月11日
浜田水産事務所		平成18年6月13日		江津清和養護学校	平成18年6月13日
水産技術センター		平成18年6月14日		松江緑が丘養護学校	平成18年6月6日
同 内水面浅海部		平成18年5月31日	公安委員会 (6)	松江警察署	平成18年6月1日
同 栽培漁業部		平成18年7月11日		雲南警察署	平成18年6月8日
商工労働部 (3)		大阪事務所		平成18年7月10日	川本警察署
	九州事務所	平成18年7月19日		益田警察署	平成18年7月5日
	益田高等技術校	平成18年7月6日		津和野警察署	平成18年8月30日
土木部 (3)	出雲県土整備事務所	平成18年6月7日		浦郷警察署	平成18年7月11日
	益田県土整備事務所	平成18年7月6日			
	高規格道路事務所	平成18年6月1日			
			合 計	79機関	

(注) 平成18年度の所属部局等及び機関名より記載した。

企 業 会 計
---------

## 第 1 監査の概要

## 1 監査の対象事務

平成17年度の企業会計（病院事業会計、電気事業会計、工業用水道事業会計、水道事業会計、宅地造成事業会計）に係る定期監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき財務に関する事務の執行が公正かつ効率的に行われているか否か、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的であるか否かについて実施した。

## 2 監査の実施方法

監査対象5機関の監査は実地監査とし、職員の調査結果及び監査資料等により事務処理の実態を調査し、機関の長から説明を受けた。

## 3 監査実施機関及び実施期日

監査実施機関	監査実施期日
中 央 病 院	平成18年7月12日
湖 陵 病 院	平成18年7月12日
企 業 局 本 局	平成18年7月13日
企 業 局 東 部 事 務 所	平成18年7月13日
企 業 局 西 部 事 務 所	平成18年7月13日

## 第 2 監査結果の総括

## 1 監査結果の概要

監査実施機関の財務事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、次表のとおり是正、改善を要するものがあつた。公営企業の指摘事項の内容等については第2の2に、また、指示事項の主なもの内容等については第2の3に記載のとおりである。

( 単 位 : 件 )

区 分	収入関係	支出関係	契約関係	財産関係	その他	合 計
指 摘	1	0	0	4	0	5
指 示	6	5	4	5	0	20
合 計	7	5	4	9	0	25

指摘事項については、該当する機関に対し文書により通知するとともに、県報登載により公表する。

また、指示事項については、該当する機関に対し文書により通知する。

なお、その他改善を要すると認められた軽微な事項については、口頭により注意した。

指摘、指示事項については、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。

## 2 指摘事項

## (1) 中央病院

収入の調定事務が適当でないもの

医師の臨床研修に係る交付金の収入荷が作成されていなかった。

物品の管理の状況が適当でないもの

島根県病院事業財務規則（以下「財務規則」という。）第46条に規定する「実地たな卸」が行われていなかった。

物品の廃棄の処理が適当でないもの

医療機器（関節鏡セット）、コインカウンターについて、不用品決定がされないままに廃棄されていた。

## (2) 湖陵病院

物品に関する諸帳簿の整備が適当でないもの

ア 島根県職員被服等貸与規程に基づく被服貸与品貸与台帳がなかった。

イ 財務規則第43条に規定する「貯蔵品入庫伝票」及び同規則第44条に規定する「貯蔵品出庫伝票」が作成されていなかった。

(3) 企業局本局

指摘する事項はなかった。

(4) 企業局東部事務所

指摘する事項はなかった。

(5) 企業局西部事務所

指摘する事項はなかった。

3 指示事項の主なもの

(1) 収入事務

調定事務

使用料の収入について、調定の時期が遅延しているものがあった。

収納事務

医業未収金（個人負担分）、使用料について、納入期限までに納付されていないものが多数あった。

債権確保の措置

医業未収金（個人負担分）等について、財務規則第15条の2に基づく督促等の時効中断の措置がとられていないものがあった。

(2) 支出事務

支出手続

ア 謝金、報酬等の執行伺で、単価の根拠が不明確なものがあった。

イ 医療事故（補聴器損傷）に係る補償費を資金前渡していたが、資金前渡する根拠の適用に誤りがあった。

ウ 資金前渡できない経費を資金前渡していた。

支出事務

旅費代理請求者の委任手続きをとらないままに、旅費の請求・精算事務を行っていた。

(3) 契約事務

契約方法

患者輸送車運転業務及び遺体搬送業務委託契約（予定価格1,400,000円）が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、一者随意契約されていたが、その根拠が不明確であった。

契約書

業務委託契約書で、会計規則や標準契約書で規定されている基本的な事項（履行遅滞、検査、移転業務完了報告書、再委託の禁止条項等）が記載されていないものがあった。

(4) 財産管理事務

使用責任者の指定

ア 職員が専用しているパソコンについて、使用責任者が一括して特定の職員とされていた。

イ 物品整理票について、職員の異動に伴う使用責任者の指定の変更がされていなかった。

公有財産の管理

公有財産について未登記の用地があった。

実地たな卸

実地たな卸に当たって、財務規則第47条に定める立会する職員の指定手續がされていないものや帳票へ押印のないものがあった。



組織及び運営の合理化に資するための意見書  
(平成17年度会計定期監査結果報告添付意見)

## 本年度の意見

## 一般会計及び特別会計

- 1 県退職者等の有効活用について
- 2 部活指導に対するボランティア制度の導入について
- 3 公有財産の適正な管理について
- 4 入札参加資格等への政策課題要件の反映について
- 5 会食を伴う懇談会の適正な執行について
- 6 島根県総合美術展(県展)の適切な運営について
- 7 広範な会計事務に精通した専門スタッフの配置について
- 8 長期継続契約の適切な取扱いについて
- 9 産業廃棄物の適正処理について
- 10 福祉事務所のあり方について
- 11 旅費の取扱等について
- 12 高校生献血サマースクール事業について

## 企 業 会 計

- 1 病院事業の運営について
  - (1) 中央病院
  - (2) 湖陵病院
  - (3) 病院全事業
- 2 電気事業の運営について
- 3 工業用水道事業の運営について
- 4 水道事業の運営について
- 5 宅地造成事業の運営について
- 6 企業局全事業

昨年度の意見に対する措置状況の評価

本県の財政は、依然として硬直化した極めて厳しい状態が続いている。

こうした中で、様々な課題を克服し持続的に発展する島根を築いていくためには、引き続き行財政改革を強力に推進する必要がある。

この意見書は、監査の途上において気づいた組織及び運営の合理化に資する意見を述べたものであり、今後の行財政運営に当たり留意をするとともに、改善措置について検討されたい。

なお、昨年度述べた意見に対する措置状況について、「評価できるもの」、「成果を見守るもの」及び「今後改善が必要なもの」の3分類に整理して、末尾に掲げたので、これに留意の上、引き続き改善に努められたい。

## 本年度の意見

### 一般会計及び特別会計

#### 1 県退職者等の有効活用について（人事課、義務教育課）

職員が育児休業や長期の私傷病休暇等により欠けた場合、期限付任用職員や臨時的任用職員が配置されるが、業務に不慣れなこと等から職員配置の少ない部局の中には、業務の円滑な運営に支障を生じているところが見受けられた。

については、県では、今後県行政に精通した職員が大量に退職する予定であるので、各地域別に、退職職員の中から意欲のある者を募り、精通している業務ごとに登録しておき、一時的な業務増や疾病等で職員の欠けた場合等で、期限付任用職員や臨時的任用職員の配置では円滑な業務の運営に支障が生ずると認められる場合は、業務支援者として登録退職職員を活用することを検討されたい。

また、義務教育の学校現場では、教員の疾病等に伴う短期補充の臨時的任用教員の確保に苦慮している地域があるので、再任用名簿に登録されていない退職教員であっても、臨時的任用に意欲のある適任者については、採用することを検討されたい。

#### 2 部活指導に対するボランティア制度の導入について（保健体育課）

高等学校等の運動部活動において専門的な技術指導力を備えた指導者が校内にいない場合に、外部の指導者を派遣する運動部活動外部指導者派遣事業が一部の学校現場で実施されているが、多くの学校では教員が運動部活動を指導しており、平日の放課後はもとより週休日にも部活動の指導をしている実態があることから、教員に大きな負担となっていると思われる。

については、団塊世代の大量退職時代を迎えることから、退職後間もない民間人や公務員等で、部活動や学校教育に理解があり意欲的でボランティア精神のある人材を、学校管理下における運動部活動の指導者として積極的に委嘱するなど、部活指導に対するボランティア制度の導入について検討されたい。

#### 3 公有財産の適正な管理について（各部主管課、管財課、教育施設課）

##### (1) 公有財産の適正な管理について（各部主管課、管財課）

公有財産を適正に取得、管理、処分するために、公有財産の取得、管理、処分に関する規則（以下「規則」という。）第65条の規定に基づき「県有地境界確認事務取扱要領」、「公有財産台帳調製要領」、「公有財産台帳附属図面調製要領」等が定められ、それぞれ具体的な事務処理手続等が規定されている。

公有財産の適正な管理及び有効活用等については、これまでも定期監査等で改善を求めたところであるが、今年度の定期監査において、各財産部局における公有財産台帳の記載状況や登記処理状況、境界確認協議書、附属図面の整備、保管状況等を調査したところ、これらが不十分な財産部局が多数あった。

については、管財課は各部主管課、財産部局を十分に指導するとともに、各部主管課は、財産部局を指導、調整し、公有財産の実態把握に努め、未登記処理案件の解消や附属図面等の作成、公有財産台帳の記帳整理など整備を急ぐ公有財産から計画的に改善措置を講じられるよう取り組まされたい。

##### (2) 教育財産に係る公有財産台帳の管理について（教育施設課）

県には多数の教育財産があるが、公有財産台帳に関する事務の分掌規定が不明確であり、財産の取得、処分等の異動が生じた際には、台帳の正本は教育施設課で、副本は各県立学校等で別個に調製されるなど一元的な処理がされていない上に、各台帳の調製が手書き処理されていることもあり、事務処理が効率的とはいえない状況にある。

知事部局の公有財産は、管財課の公有財産管理システムにより、パソコンで一元的に管理され、各財産部局における財産の異動に伴う台帳の調製が効率・効果的に行われているが、教育庁では、こうしたシステムは整備されていない。

については、教育施設課は、公有財産台帳に関する事務の分掌規定を明確にするとともに、公有財産台帳の調製を適正かつ効率的に行うために、公有財産管理システムの整備について検討されたい。

4 入札参加資格等への政策課題要件の反映について（農林水産総務課、土木総務課、教育施設課、警察本部）

本県の特性を活かしながら持続的に発展できる社会を実現するためには、県政の政策課題への取組に、県民や企業等の積極的な参加・協力を呼びかけ、協働、連携を一層推進する必要がある。

については、企業の子育て支援や環境対策支援、地域貢献等の県政の政策課題に積極的に参加、協力した企業については、公共事業の入札参加資格の格付や指名業者選定の際の有効ポイントとして、その貢献度を追加することについて検討されたい。

5 会食を伴う懇談会の適正な執行について（各部主管課、人事課）

会食を伴う懇談会の執行に当たっては、公費であることを自覚の上、適正な執行に努めるよう、平成7年8月及び同年12月に総務部長から依命通達等がなされている。

依命通達では、「会食を伴う懇談会の執行基準」が定められ、県側出席者の範囲や料理単価等で執行基準によりがたい場合には、理由を付して部長までの決裁を受けることとされている。

また、平成10年10月には人事課から「食糧費に係る執行基準についてのQ & A」の一部改正が通知され、その中で、「基準外執行の具体的な取扱いについて」具体的に定められているところである。

しかしながら、「執行基準によりがたい場合の諸手続」が遵守されていない事例が見受けられた。

については、各部主管課及び人事課は、会食を伴う懇談会の執行の現状を的確に把握の上、適正な執行が行われるよう指導されたい。

6 島根県総合美術展（県展）の適切な運営について（文化国際課）

島根県総合美術展（以下「県展」という。）の開催に当たって、県は、これまで会場の提供やチラシの作成、各委員等（県展運営委員、県展審査員、展示指導者）に対する謝金や費用弁償の支払等を行い、一方で文化団体連合会を構成する関係団体は、県展出品者からの出品料の徴収や、各委員等の推薦及び派遣等を行っているが、県と文化団体連合会との役割分担、経費負担区分等の根拠が不明瞭なまま、県展が運営されている。

については、県は、県展の一層の発展を図るため、県展運営における県と文化団体連合会との役割分担を明確にした上で、開催方法及び開催に係る収入及び支出の取扱いについて、文化団体連合会と協議して、県展運営の透明性、妥当性の確保に努められたい。

7 広範な会計事務に精通した専門スタッフの配置について（人事課、出納局）

自治体財政の透明性を高め、健全な自治体経営を行うためには、公会計部門の強化が課題となっており、全国の一部の自治体にあっては、公会計制度や調達制度の見直し、整備が図られる一方で、予算管理やコストの分析、政策評価、財務諸表・年次報告書の作成、調達・契約、内部監査など、広範な会計事務に精通した人材の育成、配置が検討されている。

については、本県の財政の透明性を高め、健全経営を行うため、出納部門の責任と権限を強化するとともに、外部からの人材導入も含め、会計事務に精通した専門スタッフの育成、配置を検討されたい。

8 長期継続契約の適切な取扱いについて（出納局）

平成16年度の地方自治法及び同施行令の改正を受けて、長期継続契約の対象範囲が広がり、本県でも関係条例の制定、会計規則の改正等により、印刷複写機等の借入契約等、新たに5つの分野で長期継続契約が可能となった。

出納局からの積極的な指導もあり、各所属では、物品の賃貸借契約等に際して、長期継続契約制度の活用が図られている。

しかし、各所属における長期継続契約には、「長期継続契約を締結する場合は、予算の範囲内において給付を受けると解除権」を留保した根幹となる条項が付されていないもの、金額随意契約できる限度額を超えた金額で契約

していたもの、契約書における各年度毎の賃借料を年額表示とすべきものを月額表示しているもの、既存の物品賃借契約で、賃貸借の実質契約期間が満了しないままに誤って長期継続契約に切り替えたものなど、法令等に反した事例が多数見受けられた。

については、長期継続契約を適切に行うために次の事項について、早急に取り組みたい。

長期継続契約の取扱上の留意事項について、会計規則の運用通知等に適切に記載すること。

長期継続契約の対象となる契約の範囲の事項ごとに標準契約書を定めるとともに、会計事務職員研修等を通じて、長期継続契約の取扱いに対する指導を徹底すること。

#### 9 産業廃棄物の適正処理について（廃棄物対策課、出納局）

産業廃棄物の処理を委託する際には、許可業者へ処理委託しなければならないことや、その際には書面で委託契約を結ぶこと、契約書面に記載しなければならない事項が定められていることなど、産業廃棄物を適正に処理するための諸規定が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に細かく定められている。

しかしながら所属の中には、廃棄物処理法について、十分に理解されないままに無免許の業者へ委託するなど、不適切な処理がされた事例が見受けられた。

については、各所属が排出事業者として産業廃棄物の処理を委託する場合に、廃棄物処理法を十分に理解した上で適切に行うため、次の事項について、早急に取り組みたい。

各所属における産業廃棄物の委託処理が適正に実施されているか、実態把握をすること。

産業廃棄物処理の手引きの周知を図るとともに、指導を徹底すること。

標準的な仕様書や委託処理経費の積算、設計書を作成すること。

標準契約書の作成をすること。

研修を実施すること。（以上 廃棄物対策課）

産業廃棄物処理委託契約に係る会計事務処理上の留意事項を会計規則運用通知で規定すること。（廃棄物対策課、出納局）

#### 10 福祉事務所のあり方について（人事課、健康福祉総務課）

市町村合併による県の福祉事務所業務の縮小に伴い、平成17年度の組織改正において、福祉事務所が隠岐、東部、西部の3事務所に再編、統合されたところである。

それぞれの事務所の現在の所管区域は、隠岐福祉事務所が隠岐郡内の4町村、東部福祉事務所が東出雲町、奥出雲町及び斐川町の3町、西部福祉事務所が邑智郡内の3町及び鹿足郡内の2町となっている。

しかし、これらの事務所のうち、東部福祉事務所は雲南市に、西部福祉事務所は浜田市に各々所在し、当該所在位置には所管自治体は存在していない。

このため、東部福祉事務所では、雲南市から遠方の3町へ出張して業務を行っており、また、西部福祉事務所では、川本町駐在及び益田市駐在を置き、日常の業務は実施しているものの、重要な決裁、所内会議等にはそれぞれの駐在地从り遠方の浜田市まで出張している状態であり、効率的な業務運営を行う上で、支障が生じている。

また、行政サービスを受ける住民にとっても、事務所が遠方にあることから、相談や手続きなどが迅速で十分な状況であるとは言い難いものとなっている。

こうした中で、平成18年度から、飯南町においては、県福祉業務が移管されている。

については、県内の県福祉事務所の所管町村の多くが飛び地状態になっている現在、住民への福祉サービスの向上や事務処理の効率化を図るため、積極的に福祉事務所の町村移管を進められたい。

なお、町村移管ができない当分の間については、所管区域の町村に県職員を派遣し、町村職員との連携を図りながら業務を遂行するなど、町村移管のための環境づくりに努められたい。

#### 11 旅費の取扱等について（人事課）

3泊4日の旅行の際、中2日の旅行目的地での交通費を要する移動がない日についても、支給すべきでない日当が支給されていた事例が見受けられた。

この要因としては、日当の取扱いについて、質疑応答等により事務処理の参考となる考え方が示されているものの、

明確な取扱基準や処理手続きが定められていないことによるものと考えられる。

については、日当についての明確な取扱基準を定めるとともに、旅行目的地で船車賃等の諸雑費を支払い、旅行後に日当を請求する者については、所属長の確認を受けるなどの処理手続きを明確にされたい。

また、現行の旅行命令簿では、日当支給を判断するための要件である「旅行目的地での船車賃等の諸雑費を要する移動」であるか否かの確認ができず、旅費の代理請求者が旅行者本人にその内容を確認しなければ判断できない状況にあるので、書類上で日当支給の判断が可能となるような旅行命令簿の様式に改正されたい。

#### 12 高校生献血サマースクール事業について（薬事衛生課）

高校生献血サマースクール事業は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づく「平成17年度島根県献血推進計画」により、血液製剤の重要性及び献血の正しい知識の普及を図ることを目的に県内東部、西部の高校各1校を対象として実施されている。

この事業は、参加予定人員を1会場当たり30人程度として実施されているが、ここ数年は、1会場当たりの参加者が5～6人であり、事業の成果が上がっているとは言い難い状況となっている。

については、経済性、有効性、効率性の観点から、この事業のあり方について抜本的に見直されたい。

## 企 業 会 計

## 1 病院事業の運営について(中央病院、湖陵病院)

## (1) 中央病院

## 1) 「島根県立中央病院第2次経営健全化推進プラン」への取組について

中期的な病院経営の方針を定めた「島根県立中央病院第2次経営健全化推進プラン(平成17年度~平成21年度)」が、平成17年9月に策定された。

このプランには、病院が果たす基本的役割、自立した運営体制の確立、経営基盤の強化等の目標が設定されている。

今後とも、院長をはじめ職員は、目標の達成に向けて一層努力されたい。

## 2) 職員宿舎の整備について

中央病院の医師等宿舎は、院長宿舎外7宿舎・101戸であるが、これらの宿舎の多くは、築後30数年が経過し老朽化が進んでいることから、民間賃貸住宅の利用が増え、宿舎の入居率は低い状況にある。

優秀な医師や看護師等の人材確保にとって、良質な宿舎の提供は、極めて重要であることから、民間賃貸住宅等の借上げを含め宿舎の整備のあり方について関係機関と一体となって早急に検討されたい。

## 3) 職員宿舎跡地の活用について

街北宿舎1跡地(370.21㎡)、街北宿舎2跡地(675.63㎡)、三京宿舎跡地(439.27㎡)は、平成15年3月、老朽化や道路拡幅のために宿舎を取り壊して以来、未利用のままであるので、用地の売却を含めその活用方法を検討されたい。

## (2) 湖陵病院

## 1) 「島根県立湖陵病院第2次経営健全化推進プラン」への取組について

中期的な病院経営の方針を定めた「島根県立湖陵病院第2次経営健全化推進プラン(平成17年度~平成21年度)」が、平成17年8月に策定された。このプランには、医療の質の向上、経営基盤の強化等の目標が設定されている。

今後とも、院長をはじめ職員は、目標の達成に向けて一層努力されたい。

## 2) 新たな職員配置計画・資金収支計画の早期策定について

上記プランの具体的な取組項目の目標を達成するために、新病院における新たな職員配置計画を早急に策定し、計画的に適正配置をされたい。

また、新病院整備に係る起債の償還や職員の年齢構成による退職金の増加なども想定されているため、中期的な資金収支計画を早急に策定されたい。

## 3) 退院者の再入院防止と生活支援について

退院者の病状の安定と回復のために、訪問看護指導、医療相談、デイケア・サービス機能を活用して再入院の防止に努めるとともに、生活上の問題については、市町村や地域生活支援センター等地域の関係機関と連携して支援されたい。

## 4) PFI事業者に対する指導について

施設・設備維持管理業務、保安警備業務、患者搬送業務など多くの業務については、平成20年2月の開院時から15年間にわたりPFI事業者が行うこととなったところである。

これらの業務を行うにあたっては、安全性の確保はもとより、人権やプライバシーについて配慮するようPFI事業者に対し十分指導されたい。

## 5) 中央病院との薬品・医療材料等の共同購入について

コスト削減の一方法として、中央病院と薬品や医療材料などについて、共同購入の可能性について検討されたい。

## (3) 病院全事業

## 1) 「病院事業中期計画」(仮称)の策定について

本県においては、厳しい財政状況を踏まえ、「総人件費の抑制」や「地方機関等の見直し」、「地方公営企業

等の取り組み」等について、平成21年度を目標とする「県行政に関する集中改革プラン」を平成18年2月に策定し改革に取り組んでいる。地方公営企業である病院の取組として、今後の県立病院のあり方を含め、「定員・給与の適正化」、「経営健全化の取り組み」等について、「病院事業中期計画」（仮称）を、平成18年度中に策定することとしている。

この中期計画策定にあたっては、「病院機能の充実・強化」、「定員管理及び給与適正化の目標」、「年度ごとの収支計画」等について、検討を進めるとともに、自立した運営体制の確立に努めるため、「公営企業法の全部適用」についても検討されたい。

## 2) 医療費の個人負担分の未収金対策について

医療費の個人負担分未収金は、1年以上経過したものが昨年度末に比較し21百万円余増加して、両病院で98百万円余と多額になっている。

未収金は不況の影響や医療費の自己負担率の引き上げ等により、今後とも増えることが懸念される。一方、公立病院の未収金の時効は、私立病院と同じ3年とする最高裁の判決が下され、早急な対応が必要となっている。

については、自宅訪問による督促を一層強化するとともに、支払督促や差押えの申立てなど法的手段についても十分検討されたい。

また、未収金の発生防止にも効果があり、休日・夜間でも支払ができ利用者の利便性が高いクレジットカードによる医療費納入など、先進地の事例についても関係機関で検討されたい。

## 3) 財務規則の改正について

病院の財務処理や資産管理で使用する文書の様式については、「島根県立病院事業財務規則」（以下「財務規則」という。）で定められている。

しかし、実態は財務処理や資産管理の電算化が急速に進み、「未収金管理票」、「貯蔵品入（出）庫伝票」、「たな卸表」など財務規則と異なる様式が使用されている。

については、財務規則の様式と実際に使用している様式との整合性を図り財務規則を改正されたい。

## 4) 会費及び会費的負担金の見直しについて

団体等に継続して支出する会費及び会費的負担金については、会費等に見合う反対給付の内容が乏しくなってきたものや、活動内容が形式的になってきたものなど、団体加入の必要性が薄れてきているものが見受けられる。

今後の負担にあたっては、加入の必要性及び負担額の妥当性等について十分検討されたい。

## 2 電気事業の運営について（企業局）

### 1) 隠岐大峯山風力発電所の運転稼働日数の確保について

平成16年2月から運転を開始した隠岐大峯山風力発電所の供給電力量は、目標電力量に対し70.1%で前年度に比して5ポイント上昇しているが、営業収支の状況を見ると、損失が31,942千円となり、平成16年度の損失16,158千円より増加している。この要因は、平成17年度冬季の落雷事故により修繕工事を行ったためである。

今後は、避雷などの予防対策を十分に実施し、運転稼働日数の確保や経費削減に努められたい。

### 2) 江津高野山風力発電所の収支計画の策定について

江津高野山風力発電所の整備については、平成20年4月に定格出力2万700kWでの営業運転を目指し、平成17年度から開始した。

この発電設備はドイツ製を予定していることから、為替レートの変動による調達コストが増加するなど事業費の増が見込まれるので、適切な収支計画を策定されたい。

また、隠岐大峯山風力発電所の整備・運営を通じて得た貴重な経験を、事業展開に活かされたい。

### 3) 水力発電所の計画的な改良等について

大半の水力発電所が運転開始後40年～50年経過していることから、より効率的な発電が可能となるよう改良（修繕）計画を策定し、年次的に改良等を実施されたい。

## 3 工業用水道事業の運営について（企業局）

### 1) 飯梨川工業用水道事業における需要拡大について

飯梨川工業用水道事業は、景気低迷による企業の倒産や給水先の節水等により給水量が年々低下し、今後も契約水量の増加は期待できない状況にある。

については、引き続き経費の抑制に努めるとともに、工業用水を使用する可能性のある企業・事業所の情報を収集し、P R 活動等を効果的に実施することにより新たな需要拡大に努められたい。

また、需要拡大に繋がるよう基本使用水量の小口化について、検討を進められたい。

#### 2) 江の川工業用水道事業の用水型企業の誘致等について

江の川工業用水道事業については、事業開始以来、給水先は1企業に留まっていることから、豊富な工業用水や立地企業に対する補助制度をP R することなどにより用水型企業の誘致に努めるとともに、用水の新たな有効活用策について検討されたい。

#### 3) 神戸川工業用水道建設事業の設備投資について

神戸川工業用水道建設事業については、平成23年度に志津見ダムの供用開始を控えているが、専用施設の整備にあたっては、水需要の予測が立たない限り着手しないこととしている。

事業の着手にあたっては、出雲市や地元商工団体等と一体となって実態に見合った予測を行い、投資が過大とならないよう慎重に対応されたい。

#### 4) 八戸川工業用水道建設事業の用水の活用策について

八戸川工業用水道建設事業については、県営八戸ダムに23万 $\text{m}^3$ の用水を確保し、江の川工業用水道事業に5万 $\text{m}^3$ 、江の川水道事業に2万7千 $\text{m}^3$ の用水を利用しているが、残りの15万3千 $\text{m}^3$ については、利用されることなく現在に至っている。

今後、この利用されていない用水の有効活用策について、県と一体となって検討されたい。

### 4 水道事業の運営について(企業局)

#### 1) 飯梨川水道事業の施設改良と適正な供給単価の維持について

飯梨川水道事業については、施設の老朽化対策や耐震対策に多額の投資が必要とされているが、これらの事業の実施にあたっては、給水先市町と連携・調整を図りながら、適正な供給単価が維持できるよう努められたい。

#### 2) 江の川水道事業における支出の抑制と新たな需要拡大について

江の川水道事業については、市の参画水量に対して使用水量が少ないことから供給単価が割高となっており、一般会計からの補助や電気事業会計からの借り入れにより供給単価の引き下げや平準化措置が行われている。

単価軽減のためには、経費節減等による支出の抑制に努めるとともに、引き続き関係市と連携を図り、簡易水道の上水道への切り替えを提案するなど新たな需要拡大に取り組まれたい。

#### 3) 斐伊川水道建設事業の円滑な推進について

斐伊川水道建設事業は、3市1町に最大日量35,400 $\text{m}^3$ (供給開始時は21,000 $\text{m}^3$ )の水道水を給水するため、現在、宍道湖湖底管の布設工事や第1調整池の建設が進められている。

単価設定等にあたっては参画市町と十分に協議を行い、事業が円滑に推進できるよう努められたい。

### 5 宅地造成事業の運営について(企業局)

#### 1) 江島工業団地の分譲促進について

江島工業団地については、売却の促進を図るため分譲単価の引き下げや分譲対象業種の拡大などの対策を講じているが、引き続き、知事部局、地元自治体と連携し、完売に向けて一層努力されたい。

#### 2) 江津地域拠点工業団地の売却促進について

江津地域拠点工業団地については、用水型企業の受け皿としてP R 活動等に取り組むほか、地元自治体等と誘致活動に努めているが売却に繋がっていない状況にある。

今後、比較的小規模な敷地を必要とする企業のニーズに応えることができるよう分譲区画の細分化や分譲対象業種の拡大について検討するなど、売却の促進に努められたい。

### 6 企業局全事業

#### 1) 企業局経営計画の進行管理について



10年後を見据えた公営企業の経営安定を図るための方針を定めた「企業局経営計画（平成18年度～平成22年度）」を、平成18年3月に策定した。

この計画では、企業局が今後目指すべき「使命・ビジョン」を明確にし、5年後に達成すべき成果・目標を数値化するとともに、各事業ごとの損益計算書及び貸借対照表のシミュレーションを行っている。

については、この成果・目標等について年度ごとに達成状況を検証・評価することによって、計画の進行管理の徹底を図られたい。

#### 2) 総費用の抑制について

公営企業経営の健全化を推進するうえで、総費用の抑制は重要な課題である。

人件費の抑制については、これまで組織の統合による人員削減や業務手当の廃止に取り組んできたところであるが、今後も、事務事業の見直しや外部委託の推進等により職員定数の削減に努められたい。

経費の節減については、業務委託等で行われている随意契約を見直し、可能な限り競争入札を実施するなど、さらなるコスト削減に努められたい。

東部、西部事務所で個別に契約を行っているもので、スケールメリットを活かせるものについては契約の一本化を検討するなど、経費の節減に努められたい。

#### 3) 低利かつ安定した資金調達等について

公営企業の健全な運営に資するため、低利かつ安定した資金を地方公共団体に融通する目的で設置された公営企業金融公庫が、国の行財政改革の一環として平成20年度に廃止されることとなった。

今後予定されている高野山風力発電所、志津見及び新浜田川発電所の整備や既存設備の大規模改良工事に係る財源については、大半を企業債の発行によって確保することとしている。

公営企業金融公庫の廃止後の資金調達については、低利かつ安定した資金が引き続き調達できるよう関係機関と連携し、国への要望等を行われたい。

また、この公庫から借り入れた企業債の未償還残高のうち、特に高利率な7.0%以上のものをみると、電気事業会計が6件の3,380万円、水道事業会計が8件の6億7,745万円余となっていることから、これらの高利率で借入した企業債の繰上償還ができるよう国等へ働きかけられたい。

#### 4) 会費及び会費的負担金の見直しについて

団体等に継続して支出する会費及び会費的負担金については、会費等に見合う反対給付の内容が乏しくなってきたものや、活動内容が形式的になってきたものなど、団体加入の必要性が薄れてきているものが見受けられる。

今後の負担にあたっては、加入の必要性及び負担額の妥当性等について十分検討されたい。

## 昨年度の意見に対する措置状況の評価

## 一般会計及び特別会計

- 1 次の事項については、改善措置（一部改善を含む。）がとられたことを評価するとともに、なお、一層の推進を期待したい。
  - (1) 行政財産の目的外使用料の減免措置について（管財課）
  - (2) 委託契約における一者随意契約のあり方について
    - ・一者随意契約に係る取扱方針（仮称）の作成について（出納局）
  - (3) 地球温暖化対策に係る市町村への支援について（環境政策課）
- 2 次の事項については、現在進行中であり、その成果を見守りたい。
  - (1) 国庫補助金の速やかな受入について（知事部局各部主管課、教育庁総務課、警察本部）
  - (2) 税外収入の未収金対策の推進について（知事部局各部主管課、教育庁総務課）
  - (3) 委託契約における一者随意契約のあり方について
    - ・一者随意契約できる具体的かつ明確な理由について
    - ・適正な予定価格の設定等について（知事部局各部主管課、県議会事務局、教育庁総務課、警察本部、監査委員事務局）
  - (4) 県立学校後期再編成計画の進め方について（高校教育課）
  - (5) P T A が整備した県立学校の施設設備のあり方について（教育庁総務課、教育施設課、高校教育課）
- 3 次の事項については、改善措置がなされていないもの、あるいは、改善がまだ不十分であると認められるもので、引き続き改善を進められたい。
  - (1) 旅費について
    - ・区域名について（人事課、出納局）
    - ・旅費事務の民間委託について（人事課）
  - (2) 物品の譲渡及び貸付に係る取扱規程の整備について（出納局）

## 企業会計

- 1 次の事項については、改善措置（一部改善を含む。）がとられたことを評価するとともに、なお、一層の推進を期待したい。
  - (1) 医師の人事評価制度の導入について（中央病院）
  - (2) 増収対策について（中央病院）
  - (3) 経費節減対策について（中央病院）
  - (4) 長期在院患者の退院促進や新規入院患者の長期化の防止等について（湖陵病院）
  - (5) 経費削減対策について（湖陵病院）
  - (6) 個人情報の保護について（病院全事業）
  - (7) 病院における待ち時間の解消について（病院全事業）
  - (8) 旭拠点工業団地の矯正施設誘致に伴う財政負担について（宅地造成事業）
  - (9) 企業局経営の方針について（企業局全事業）
  - (10) 福利厚生事業の見直しについて（企業局全事業）
  - (11) 経営状況等の情報提供について（企業局全事業）
- 2 次の事項については、現在進行中であり、その成果を見守りたい。
  - (1) 新病院の経営計画の策定について（湖陵病院）
  - (2) 新病院の職員配置計画の策定及び定数削減について（湖陵病院）
  - (3) 定員削減の取組について（病院全事業）
  - (4) 医療費の個人負担分未収金対策について（病院全事業）

- (5) 職員公舎跡地の活用について (電気事業)
  - (6) 斐伊川水道建設事業における参画市町の水需要の予測等について (水道事業)
  - (7) 各工業団地の分譲促進について (宅地造成事業)
  - (8) 企業局の会計処理 の「借入資本金」について (企業局全事業)
  - (9) 企業局の会計処理 の「未成宅地」について (企業局全事業)
  - (10) 経費削減対策について (企業局全事業)
- 3 次の事項については、改善措置がなされていないもの、あるいは、改善がまだ不十分であると認められるもので、引き続き改善を進められたい。
- (1) 江津高野山風力発電所の収支計画の策定について (電気事業)
  - (2) 水力発電所の計画的な改良等について (電気事業)
  - (3) 飯梨川工業用水道事業の売水率向上対策について (工業用水道事業)
  - (4) 江の川工業用水道事業の売水率向上対策について (工業用水道事業)
  - (5) 神戸川工業用水道建設事業の事業計画の策定について (工業用水道事業)
  - (6) 八戸川工業用水道建設事業の用水の活用方策について (工業用水道事業)
  - (7) 飯梨川水道事業における施設の計画的な改良等について (水道事業)
  - (8) 江の川水道事業における単価抑制と需要拡大について (水道事業)
  - (9) 企業局の会計処理 の「建設仮勘定」について (企業局全事業)
  - (10) 企業局の会計処理 の「一般会計との契約」について (企業局全事業)

